

一者応札、一者応募に係る改善方策について

平成 21 年 7 月 30 日
国際協力機構

「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、以下国際協力機構の方針をお知らせします。

国際協力機構では、随意契約見直し計画の推進により、これまで競争性のない随意契約を行ってきたものについて、一般競争入札等の競争性のある契約方式への移行を推進してきたところであります。

一方で、一般競争入札や企画競争等の競争性のある契約方式に移行したものであっても、一者応札、一者応募となっている事例があることから、次のとおりその改善方策を定めて取組むこととします。

1. 情報の提供

公示については、現在、従来当機構内公示コーナー及びホームページにより行っていましたが、平成 20 年 10 月から、競争性を高めるため、当機構登録業者に対し、公示情報を電子メールで配信するサービスを開始しました。今後は配信サービス内容の充実に努めています。

また、前年度において一者応募となった契約を今年度においても予定する場合には、前年度一者しか応募がなかった旨を公示時に明示します。

2. 応募要件の見直し

入札（一般競争及び指名競争）参加者の応募においては、等級区分による制限の緩和、また企画競争の応募においては、案件毎での参加資格審査の導入を行ってきたところですが、今後とも業務内容に応じた応募要件の設定を推進します。

3. 業者からの聞き取り

業務説明会には参加したものの、最終的には一者しか応募がなかったときは、応募を取り止めた者に対し、取り止めることとした要因の聞き取りを行い、今後の応募要件の参考となるものは反映させるよう努めます。